

Title	十七世紀初期スペインの回教徒(モリスコス)追放問題の一断面
Sub Title	Some aspects of expulsion of moriscos of spain early in the seventeenth century
Author	岩谷, 十二郎(Iwatani, Jujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.30, No.4 (1958. 3) ,p.54(472)- 74(492)
JaLC DOI	
Abstract	<p>On April 4, 1609, the consejo de estado made a legal determination on the expulsion of Moriscos, and the total number of those expelled from the peninsula during four years to 1613 reached 9000,000. It was the letter of the end of 1601 from Don Juan Rivera, Archbishop of Valencia, that urged Felipe III to expell all Moriscos from Spain. Then the Spanish government anthorities made an entire amendment to their traditional policy of apeasement and adaptation of Moriscos which had lasted since their conquest over the kingdom of Granada. And they adopted a policy to exclude them as an outsider which is likely to spoil the national and religious integration of the nation. The sessions of Juntas and the high bishop congress which were often held since then, decided the enforcement of the order, rejecting even the earnest appeal of the aristocracy and cortes of Valencia where they had then the largest number of Moriscos. In this article it is tried to give a brief sketch of the circumstances which led to the expulsion order, and also to make a study, through the Vatican documents, on the attitudes it maintained in the matter and on the opinion which the Pope Paul V expressed when the official announcement of the order was made.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19580300-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十七世紀初期スペインの回教徒追放問題の一断面

岩 谷 十 二 郎

スペイン優越は表面的には一五九八年九月、フェリペ二世の死が契機となつて崩潰し始めた。^(一) 續くフェリペ三世(一五九八—一六二一)、フェリペ四世(一六二一—一六六五)、並にカルロス二世(一六六五—一七〇〇)の三者による約一世紀の治世の間に、スペインはハマイカ島、ロゼリオン、フランデスを喪失し、ポルトガルと袂を分ち、ヨーロッパに於て占めていた従來の軍事・政治上の地位から全く顛落してしまつたのである。爾來、スペインは西歐的近世意識から遠去かり、オルテガの評するところの所謂“脊椎なきスペイン”(España invertebrada)としての道^(二)を辿り、さうして急速に、且つ緩慢に自ら崩潰していつたのである。^(三)

ところでその端緒なる十七世紀初期の國內問題として先づ擧ぐるべきは、回教徒^{モリスコス}の追放であらう。從來スペイン回教徒に就てはレコンキスタ(Reconquista)とスペイン中世社會形成の面から、グラナダ王國攻略迄は比較的記述が行はれてゐるが、それ以後、即ちムデハレスからモリスコスと呼稱が變つてから追放に至る迄の凡そ一世紀と十年程の彼等に就ては記述が至つて尠い。元來彼等は特に南部に於て高度の集約農業労働者として、將、熟練工業労働者としてスペイン産業構造上極めて特殊な位置を占めてゐたのであり、従つて九十萬^(五)にも及ぶ追放の斷行はスペインに多大な經濟的

損耗を與へたと見るべきである。この點はスペイン没落の一因を探るものとして社會經濟史の立場から考察が加へらる可きであるが、遺憾ながらこれ亦從來比較的看過されて居り、今後の課題に残されてゐる。

しかしながら回教徒追放の直接的動機は彼等がスペインの國民的、宗教的統一を破るものと看做された結果と偏狹的獨立意識を狭い政治的配慮にからませた結果にあり、一六〇〇年代に入つてから慌しさを加へた追放への動きは悉くその點より發してゐる。一方、教皇廳のこの問題に對する態度は極めて興味があるが、本論では、十七世紀初期から追放施行迄の經過の簡単な敘景の後に、スペイン回教徒に對する教皇廳の見解と、追放施行後に教皇パウロ五世の示した態度を二通のバチカン文書の紹介を兼ねて探つてみた。

註(一) 西歐諸國中、スペイン程回教徒と縁の深かつた國はない。従つて回教徒を表はすスペイン語の語彙は數多い。キリスト教徒(Cristianos)に對する一般的意味での回教徒を指す時は Moros であるが、スペイン國內に居住してゐた回教徒には Renegados, Muzarâbes, Muladies, Mudéjares, Moriscos, Musulmános, 等がある。一四九二年グラナダ王國攻略以後、新にカトリック兩王の臣下となつた回教徒は、從來の Mudéjares (ムラヘレス) から Moriscos (モリスコス) と呼稱が變つた。この Moriscos には受洗後、再び回教徒に立ち戻つた者や、偽裝洗禮を受けた者も含まれてゐる。Marcelino Menéndez Pelayo, Historia de España, sexta edición, Madrid, 1950, p. 135.

- (一) Zacarias García Villada, S. J., El destino de España, Madrid, 1948, p. 197.
- (二) Ortega y Gasset, España invertibrada, Madrid, 1922.
- (三) Pelayo, op. cit., p. 145.
- (四) Pelayo, op. cit., pp. 145~146.
- (五) C. Pérez Bustamante, El Pontífice Paulo V y la expulsión de los moriscos, en Boletín de la Real Academia de la Historia, Tomo CXXIX—Cuaderno I, julio—septiembre, 1951, Madrid, p. 219.

スペインの人口中龐大なる數を占める回教徒に對してはカトリック兩王の時代から、宥和、改宗、同化を促進する一連の方策が樹てられてゐた。^(一)時代の進展と共に、公民權停止を始め、若干の威嚇^(二)が行ははしたが、根本はやはり同化に目標が置かれてゐたのである。

しかし回教徒^{モリスコス}は依然として回教徒としての習俗を墨守し、カトリック教を誹謗し、更に急激なる人口の増加は近世國家への道を歩んでゐた當時のスペインにとつて危険極まりなきものとされてゐた。特にスペインの歴然たる敵、トルコと通じ、ユグノーと通じ、場合によつては五十萬^(三)からの軍兵をトルコ皇帝に差し出す準備を整へてゐた様は、スペイン當局をひどく刺激し、その結果すでにフェリペ二世の治下である一五八二年にはバレンシアの回教徒^{モリスコス}に對し、海岸への接近を禁止し、一五九三年にはアラゴンの回教徒^{モリスコス}には武器携帶禁止令が出されてゐる。

しかし、フェリペ二世は一五八二年のこの處分を國務會議 (Consejo de Estado) の意見を無視して下命してゐない。即ちフランデスに於ける戰鬪、イギリス人の攻撃、ポルトガルとの合併、及びトルコ人、ベルベル人の海賊行爲等の諸困難が本國外に重つてゐる際、施策よろしきを得ざる時には、或は襲ひ來るかも知れぬ經濟的反動を深く懸念^(四)したからに外ならない。

その後、數回フンタ (Junta) が回教徒^{モリスコス}の改宗問題を審議する一方、國王は賢明な態度を保ち、急激な、且つ危険な状態を避ける希みから、協同的解決に心を向けていつた。彼は教皇クレメンテ八世に、バレンシアの回教徒^{モリスコス}の赦免を目

的とする恩惠的な布告の發令を乞ふた。一五九七年二月二十八日この赦免令は發せられたが教皇はその中で、バレンシアの大司教、並にトルトーサ、セゴールベ、オリウェーラの司教に對し、或は彼等の推擧を得た聽問僧に對し、《如何なる異端、過誤、及びキリスト教への誹謗、その他犯してゐる法的罪惡からも赦免する》^(五)といふ權限を與へてゐる。この布告は一五九八年、バレンシア回教徒全居住地區に宛て、教區本部から主任司祭、司祭を通じて彼等に傳達されたのであるが、かかる大幅な恩惠的措施に對しても、當時回教徒^{モリスコス}のとつた態度は甚だ思慮に缺け、何の感銘も得ずに散つて行つた^(六)に過ぎなかつた。

キリスト教徒に對する侮辱的行爲は相變らず根強く、バレンシア、アラゴンに於ては、商人の旅行の安全を保證出來ぬ程、一種の無政府状態を現出してゐた。^(七)

十七世紀に入ると、即ち、フェリペ三世の治下になると、回教徒^{モリスコス}に對する態度は一變し、フェリペ二世時代の溫和政策は急轉して、積極的な排斥政策への移行が見られる。

一六〇一年末、バレンシア大司教を當時兼ねてゐた總大司教ドン・ファン・デ・リベーラ (Don Juan de Ribera) は國王に宛て極めて注目すべき書翰を提出してゐる。

《最早、カトリックの信仰に對する彼等回教徒^{モリスコス}の嫌惡の情、及び頑迷な態度は全く牢固として抜き難く、同様に彼等の新しき國スペイン、並に國王に抱く嫌惡、憎惡の念も、將トルコ皇帝の許に、或は彼等を本來の宗旨に屬しめ、氣儘な生活を許すならば、如何なる暴君^{テイラー}の許にも馳せんとする願望も、極めて根強いものがある。》^(八)

スペイン回教徒^{モリスコス}追放に決定的役割りを果たした者はこのドン・ファン・デ・リベーラの他にフェリペ三世と時の宰相フ

ランシスコ・ゴメス・デ・サンドバル・イ・ローハス・レルマ公が擧げられるが、就中フェリペ三世をして追放の意志を決定的に固めさせた者は、この書翰の主であるデ・リベーラ總大司教である。

國務會議はこれより以前、一六〇〇年二月十九日に召集されたが、改宗の平和的遂行の研究を惰性的に主張してゐたに過ぎなかつた。

しかしこの書翰にいたく驚愕したフェリペ三世はデ・リベーラ總大司教に對し、《極めて重大なる相談を、しかも何人にも氣附かれぬやうに》^(九)して申出た。即ち追放の方法について、彼の考へる適切な手段が知りたかつたのである。

彼は一六〇二年一月二十四日附で第二の書翰を提示し、この點につき、答申してゐる。

《我が主なる神の奉仕のため、且つ陛下は國王にして、正義の下に己が諸王國を防衛し、保持すべき最高君主なればスペインから老幼男女を問はず、七才に達せざる男子、女子以外の一切の回教徒^{モリスコス}の追放をこの際義務と諒せられよ。七才以下の子供達は舊いキリスト教徒の家庭に分散され、彼等の間で教育されやう。而してこれらの子供達を陛下は奴隸として扱ふ事も出来、且つそれは見込みのある事だといふ識者の説もある》^(一〇)

フォンセーカは以上の書翰に加へて第三の書翰の存在を擧げ、その記述を参照してゐる。ブレーダはその書翰の存在を眞向から否定してゐるが、フォンセーカに一應従ふと、《あれ程回教徒^{モリスコス}の改宗に盡力してゐた總大司教は今や迷から醒め、「良心に従ひ、且つ道徳的罪科の下に於いて、スペインをかくも歴然たる危険から救ふため、必要な諸手段を講ずる義務を國王は負ふものなり」と主張した》^(一一)としてゐる。

ブスタメンテはブレーダに同調し、この第三の書翰を論ずる事を無意味と極めつけ、このやうな説は追放の悪評を減

ずる役割りを少しもつとめてゐないと反駁を加へてゐる。^(一一二)

國務會議は一六〇二年一月三日に開會され、デ・リベーラの第一の書翰を中心に討議した結果その趣意を採擇し、ここで追放への第一歩を踏み出すに至つたのである。追放は先づ最も危険な存在と考へられてゐたバレンシアの回教徒から開始する事に決定した。同時に法案が提出され、次いで議長、アルバ・デ・リステ伯と軍事行動の委細を計る旨、議決された。^(一一三)

しかし事茲に至るも萬事手間どり、追放は行はれなかつた。一六〇二年のバリヤドリーのコルテスは回教徒問題に留意する旨希み、又一六〇四年のバレンシアのコルテスは同問題に就き種々解決方を歎願したにも拘はらず具體的には何等の方策も採られてゐない。この場合は、よし、それがトルコ、フランス、及び一般的に言つてスペイン王制に敵對する總ゆるものとの接觸が明かであつたにもせよ、それに負ふた穩健政策が優位を占めてゐたのである。^(一一四)

高位聖職者の間でも、回教徒問題の具體的解決に關しては、一應改宗の方法は究め盡されたものと思つてゐたのであるが、それでも深刻な相違を見せてゐた。セゴールベの司教、フェリシアーノ・デ・フィゲローアは回教徒を平和的措置により吸引する方の、積極的な側に立つて居り、オリウェーラ、トルトーサの回教徒、及びバレンシア大司教に援けられ、個人的に教義問答運動を組織し、更に教皇クレメンテ八世、並にパウロ五世に回教徒居住地域の管區の繁營のため、種々懇請を重ねてゐる。^(一一五)

マドリッドに於てはフンタが屢次開かれてゐたが、國王は問題の重大性に鑑み、解決の一助として教皇をせき立て、バレンシアに於て高位聖職者會議を開かせた。教皇パウロ五世は一六〇六年五月十一日、五ヶ條の勅書を國王、バレン

シア大司教、並にトルトーサ、セゴールベ、オリウェーラの司教宛て發し、大事に臨むに、先づ嚴正を極め、又細心の配慮を致すやう激勵を與へてゐる。即ち、大司教に宛て《この原因故、創められたる諸事業が幸にも短期間に達成するに至らぬとて、恐れるには價しない。何となれば神の判断は眞に深淵であるからである。先づ吾人は總ての者を救ひ給ふ事が神の意志である事に想を致すべきである。それ故、吾人の一切の行動は嚴正を極めたものでなくてはならぬ》と勸告している。しかし、如何なる理由からか、この勅書は二年以上も保留され、この席上では發表されなかつたのである。

一六〇七年一月一日及び十月十九日の二度に亘り國王の聽罪司祭フライ・ヘロニーモ・ハビエーレ、サンチアゴ騎士會なるレオンの總司令官、並にミランダ伯の三者の顧問官から成るフンタが開かれ、協議の結果、斷乎たる措置を執る事を宣言し、そのために司教區會議の召集を提言した。又國務會議は一六〇八年一月三〇日、全會舉つて追放を決定した。この際はレルマ公の決定的な意志も強く影響してゐた。彼はすでに裏面工作として、富豪の回教徒や、ベルゲールなる大地主を、更に回教徒に負ふところ最も大なるバレンシア貴族を慰撫する方法を案出していたやうである。この間の彼の動靜につき、ボロナートは、《レルマ公はフェリペ二世の治世中、諸候の臣民たる回教徒に關する諸權利を制限する一切の手段に反對してきた。それにもかかはらず、一六〇八年一月三〇日の記念すべき會議の席上、回教徒の追放が決定されるや否や、バレンシア貴族達の歡心を買ふため、これら回教徒の動産、並に農園を與ふる旨、國王に提案した》と記述を行つてゐる。

註(一) グラナダ王國攻略後、一四九一年十一月二十八日、十三世紀以來、回教諸都市に與へられたと同様の大幅な方針が採擇され

た。即ち、一、回教習俗の維持、二、回教徒の刑事裁判権、三、火薬以外の武器の所持、四、金、銀の保有、五、土地の賣却、六、ベルベリア、その他の地域への移住の自由、(家族共。なほ國王に一人當り一ドウカートを支拂ふ條件)

以上はスペイン側より與へられた條件であるが、この他、彼等の側から要求し、認容された條件に次の如きものがあつた。

一、ユダヤ人の如く、識別章を着けぬこと、二、回教法學者の許可なき限り、キリスト教徒は回教習俗に干渉せぬこと、三、課税はグラナダ王國時代より過重にならぬこと、四、何人に對しても、たとへ背教者(キリスト教の)に對してでも、強制的にキリスト教徒にせぬこと、五、意に反した戦役に従軍する義務から除かれること、六、宗教、並に宗教教育からの年收の操作は回教法學者のみに限ること。

以上二種の協約は兩者により嚴肅に守られた。

又グラナダの大司教、フライ・エルナンド・デ・タラベラの如きはアラビア語を修め、聖なる回教法學者と稱はれた程、彼等の深い理解者となり、回教徒も彼を慕つて續々受洗を申出で、その數一日に三〇〇〇人に上つた事もあつた。イサベラ女王時代は改宗事業が急速に進展した時代でもある。

Pelayo, op. cit., pp. 135~136.

- (一) Bustamante, op. cit., p. 119.
- (二) Pelayo, p. 142.
- (三) Bustamante, op. cit., p. 220.
- (四) Joan Damian de Fonseca, *Justa expulsión de los moriscos*, Roma, MCDXII: en Bustamante, op. cit., p. 220.
- (五) Boronat (P.), *Los moriscos españoles y su expulsión*, Valencia, 1901, t. II, p. 16. Bustamante, op. cit., p. 220.
- (六) Pelayo, op. cit., p. 142.
- (七) その他、セルバンテスのドン・キホーテに、回教徒居住地域の様子が描寫されてゐる。
- (八) Cit. por Boronat, t. II, p. 35.
- (九) Fonseca, op. cit., p. 180, Bustamante, op. cit., p. 221.

- (100) Fonseca, op. cit., p. 180. Bustamanta, op. cit., p. 221.
- (111) Fonseca, op. cit., p. 180.
- Bleda (J.), *Coronica de los moros de España, Valencia, 1618, p. 947* を参照すると、次の如き記述が見られる。『フォンセーカは余に総大司教の文書を求めてきた。余はそれを當時ローマで大使を勤めてゐた、カストロ伯に渡してある旨、傳へた。その際、誤まつて文書は二通であつたのを三通と言つたため、彼(フォンセーカ)は三つの極めて重要な覺書と呼んでゐるのである。』
- (112) Bustamante, op. cit., p. 222.
- (113) Danvila (M.), *La expulsión de los moriscos españoles, madrid, 1889, pp. 252~255.* Boronat, op. cit., t. II, pp.48~49.
- (114) Bustamante, op. cit., p. 223.
- (115) Bustamante, op. cit., p. 223.
- (116) Fonseca, op. cit., p. 76. Bustamante p. 224.
- (117) Boronat, op. cit., t. II, pp. 178~179.

二

國務會議の追放決定に先立つ八日前、即ち、一六〇八年一月二十二日、引續き開催されてゐた前述の高位聖職者會議は、一應の結論を生み出すに至つた。開會當時未發表の儘に終つた教皇パウロ五世の例の勅書はこの時になつて漸く發表された。更に國王の書翰が讀まれ、次いで、今更のやうに改宗の諸形式を提議せる宗教家達の覺書が發表され、又多數の神學者が諮問を受けた。この覺書、及び神學者の答申は、バレンシア貴族の利益を織り込んだ報告書と共に國王の

許に送付された。

しかしすでに心中深く期してゐた國王は、今や彼にとつてはさほどの價值もないこの趣意が自分の聖なる決意を鈍らすことを恐れ、且つはスペインの裏切りに對する回教徒モリスコスの反抗、及び決斷の徵を見た結果、レルマ公の要請通り、追放の速やかなる決行を下命したのである。^(一)彼の執つたこの措置は自ら企てた高位聖職者會議の決議を輕視して、前述の國務會議の議決を採擇したことに由る。

翌一六〇九年四月四日に開催された國務會議は、前年の議決を確認し、該問題を決定的に決濟した。更に回教徒追放の結果、諸侯の蒙る損害を和らげやうといふ、レルマ公の提議も、同様に、確認されるに至つた。^(二)バレンシア貴族はすでにモンソンのコルテスで、飢饉、土地荒廢の際は、代りに肥沃な王室領を、獲得する權利を得てゐたが、ここで確定的にその約束を國王から得た譯である。即ち回教徒は自分の雇人及び一切の農園とともに、動産の持參を禁止されたが、彼等の君主である諸侯は恰も眞の損害を蒙つた者として、それらを手中に收めることが出來た。この決定を見るや、従來回教徒の保護者を以つて任じ、追放を大いに非難してきた諸侯、並に *barones* は彼等を捨てて顧みなくなり、王權への協力振りを露骨に表はすに至つた。^(三)レルマ公及び彼の息子達の追放からの收得は、五十萬ドウカード、或は一説によると五百萬レアルに上つたと言はれる。十九世紀末、ブルボン家再興を計つたカノバス・デル・カステイロリヨはレルマ公の追放に果した役割りを賞讃し、《一六四〇年、スペインがカタルーニア、ポルトガルの離叛、並にイタリア、フランスに於ける戦亂、從屬軍團の崩潰等の困難に直面した際、若し、アラゴン、バレンシアの回教徒の總叛亂が他國のエネルギーによつて起きてゐたら、一體どのやうな事態がスペインに招來されたであらう》^(五)と述べてゐる。

る。しかし追放による彼の收得にはさすがに疑問をさしはさみ、《追放により齎された最悪の事柄》^(六)と斷じてゐる。

追放は一六〇二年に於ける國務會議の決定通り最も危険な存在とされてゐたバレンシア在住回教徒から開始された。

一六〇九年九月二十三日、フランス戦の勇將、ドン・アグスティン・メヒア^(七)の指揮の下に三日間に七萬の回教徒が船積みされたのである。爾來一六一三年迄の四年間に一説によると、九十萬人に上る回教徒がイベリア半島から驅逐されてゐる。バレンシア回教徒追放以後、各地の回教徒の追放は順調に行はれ、主なものを拾ふと、アングルシーアの回教徒は三十日以内に、サン・ヘルマン候、ドン・ファン・デ・メンドーサの指揮の下に一六一〇年一月十二日に八萬人程追放され、ムルシアからはドン・ルイス・ファハールドの指揮下に一萬六千人が追放されてゐる。アラゴン並にカタルーニアからは計十一萬四千人に上る回教徒が同年五月二十三日に追放されてゐる。カスティールからは、サラサール伯、ドン・ベルナルディノ・デ・ベラスコの指揮により一萬七千人が、又、別に二萬人以上の者がアングルシーアの諸港及びカルタヘーナ港から乗船を餘儀なくされてゐる。

追放を受けた者の實數に就いては、一説には五十萬とも言はれ、一説には前述の如く九十萬とも言はれてゐるが、實な數の算定は困難である。しかし乗船前、追放該當者は九十萬は確實にゐたやうである。然らば九十萬人と五十萬人との差に就いては如何やうな説明がなされて然るべきか。それにはバレンシアの回教徒追放の際の、恐るべき混亂と騷擾、キリスト教徒による暗殺、それに對する報復の結果生じたる損耗、又抑留中の飢、疲勞による死等の數を重視しなくてはならない。更にデ・リベラ總大司教の進言を認めた結果、四才以下の兒童は兩親、若しくはそれに代るべき保護者の承諾の下に残留を許可されて居り、その數も一應は九十萬人中に含まれて然るべきものであつたと考へられる。

又一時的にもせよ、バレンシア^{モリスコス}回教徒追放の際、農業技術指導の目的の下に百家族に就き六家族を残留させてゐる。^(一)これらもやはり九十萬人中に含まれてゐた數と見てよいのではなからうか。換言すれば、九十萬人という數は追放直前、スペイン全土に在住してゐた回教徒^{モリスコス}の總數と看做して差支へないであらう。ユダヤ人追放、アメリカ植民等を併せ考へると、十七世紀のスペインは龐大なる人口を喪失した譯である。

- 註(一) Bleda, Corónica, p. 975.
- (二) 一六〇九年四月四日に於ける國務會議の決議。en Danvila, op. cit., p. 275.
- (三) Danvila, op. cit., p. 293.
- (四) Bustamante, op. cit., p. 226.
- (五) 一八七八年、マドリッドでイン・エドアルド・サアベドウラの論に應へたもの。Real Academia Española, Madrid, 1878, p. 97. Bustamante op. cit., p. 226.
- (六) Real Academia Española, Madrid, 1878, p. 97. Bustamante op. cit., p. 226.
- (七) Pelayo, op. cit., p. 143.
- (八) Pelayo, op. cit., pp. 144~145.
- (九) Bustamante, op. cit., p. 226.
- (一〇) Pelayo, op. cit., p. 143.
- (一一) Pelayo, op. cit., p. 143.

三

スペインのとつたこの餘りにも嚴酷な處置は全ヨーロッパに亘つて根強い攻撃的輿論を惹起した。別してバチカン當局は如何なる反應を示したか。本論の目的の一つであるその態度に就き、以下フェリペ三世治世に關係あるバチカン二文書を通し、若干の考察を加へていきたい。

スペイン^{モリスコス}回教徒追放に關聯せるバチカン文書は極めて寥々たるものであり、^(一)此處で假に名付けた第一の文書には日附すら缺けてゐる。

しかしながら、直接にバチカンの見解、態度を覗くには、この僅かに殘された二文書を利用する以外、^(二)妥當な方法が見當らない。

第一の文書には、^(二)回教徒^{モリスコス}對策としては、改宗を通じ、キリスト教の持つ慈悲と溫和な環境を與へる事を以つて最上とする旨明示されてゐる。更に從來ややもすればとられてきた迫害的措置と、^(三)回教徒^{モリスコス}を魅きつけるには餘り適當とは思はれぬ教義とカテキズムに對し眞摯な批判が加へられてゐる。

さうして回教徒^{モリスコス}の改宗に意を注ぐ事は、國としての良心と、君主制の保全の二つの動機から必要であると説く。即ち、彼等は眞の信仰及びスペイン國王を知る良心を抱いてゐるとし、國王は、義務として本土外のフランデス、並に西印度で、その地の主であるが故に信仰弘布に盡瘁してゐる現状を強調し、カトリシズムを基調とする國家の良心に訴へてゐる。君主制の保全という面では、確かにキリスト教徒に對する回教徒^{モリスコス}の嫌惡は周知の事實である事を認め、又戰場

へも赴かず、印度移民にも加はらぬ結果、キリスト教徒の減少に反し、飛躍的に増加した彼等の數から、暴動を懸念する事も至當である旨認めてゐる。そこでこの懸念を拂拭するには、同化政策による以外ないとし、その同化にはやはり改宗が必須條件であると説いてゐるのである。即ち彼等回教徒を離叛させるが如き侮辱的言動、及び粗雑な扱は避けらるべきである。柔和な、愛情に溢れた言葉を以つて主日毎に教義を説くべきである、と述べ、聖使徒ペテロ及びパウロもかやうにして信仰を説いたのである、と附け加へてゐる。更に彼等を激怒に誘はないやうにするには、マホメット及びその宗教に對する罵詈を全面的に控へるべきであり、よしんばこの事が彼等の教義の虚偽を指摘することの妨げとなつても強く戒めなくてはならぬと強調してゐる。^(四)

ここで當文書は回教に對する見解を二點に要約して表明してゐる。

それによると、第一は《自ら示す如くその教は餘りにも非道であり、人倫に著しく反してゐる》第二は《その教については明白ではない上に、理性と相背馳してゐる》(i'uno di cose tanto bestiali che da se stesso dimostrano quel che sono. L'altro di cose non così chiara et scuocertamente contrarie a la ragione) と言ふのである。

この第一の見解に關聯して次のやうに言及してゐる。この方法、即ちキリスト教の説教によれば、彼等は何時か自己の蒙昧さと非道を悟り、自分達の豫言者に就いての過誤を認識し、キリスト教的習俗、並にスペイン國民意識の諸規律に混入してくると。第二の見解、即ち回教教義は理性と相背馳すると規定した點に關聯して述べるところを見るに、説教者は論駁の材料に、それを用ひてはならぬと説く。理由として彼等は錯雜した論議の追求能力が甚く劣つてゐる點を

擧げ、更に世界の半數以上の人口に支へられてゐる回教の現状から、その論駁は強く作用しないであらうし、その多數からなる信賴は、反對論據より強力であるから、といふのである。

しかしながら反對論據の開陳を明瞭に行はずして、全く逆の眞實を示す事は一層優れてゐると勸奨し、具體例に聖像、聖畫の場合を擧げ次の如く述べてゐる。即ち彼等は偶像崇拜の一形態と速斷した結果、聖像、聖畫に基づく崇敬の念を棄て去つたが、賢明なる説教者はこの事が誤ちである事を明確に教へずして、それらの使用の便宜を傳へる事に努めるべきであり、更にどちらが偶像崇拜から遠いものであるか教へられるに至るのである。かやうにされてもその過誤に氣附かぬ者は、偶像崇拜の何たるかを知らぬ者と言へるが、その過誤を知つた者は迷蒙から目醒めるであらう。尙、これらの者はおしなべて無學文盲の徒である故、道德、理性に基づく行爲の模範、並に彼等總てに容易に理解されるやうな模範を垂れねばならぬ、と説いてゐる。さうして出來得べくば説教はローマ公教會のカテキズムに沿ひ、且つその説明には細心の注意を以つて、一致するやう配慮すべきである、と述べ、キリスト教の眞實は自ら光輝を放ち、闇を照らすものであるから、と附言し、當時各地に於いてまぢまぢに行はれてゐた回教徒の教化運動に力強く訴へてゐるのである。又主日には特に子供を集め、教義を説明し、ローマで行はれてゐる如く、褒美を與へるやうにと言ひ、説教のテキストにはベラルミーノ樞機卿のものを推す旨述べ、まことに細かな點に至る迄、改宗の手段につき助言を與へてゐる。

更にこの第一の文書は改宗後の保全策にも觸れ、婚禮は當事者が十戒と信仰個條を認めざる限り許すべきではないとし、他方、毎年一月中に主任司祭は改宗者に簡単な確めを行ひ、より低い境遇の者に施與を行ふやう命ずべきであると説いてゐる。改宗に當り、司牧者はあらん限りの慈愛の念を以つて事に對處すべきであることを重ねて強調し、彼等總

てと、又個々と言葉を交へ、さうして彼等を疑惑と過誤から導出すべきである、と結んでゐる。

尙マホメットの掟に理論的に挑戦するのに参考となる書籍は當時尠なかつたので、底本として、バチカンに存在する二文書の出版を奨めてゐる。即ち、一つはトルケマードの説、他の一つは或るドミニコ派僧侶の手に成るものであつた。更にそれに加へてピオ二世が大トルコ皇帝に宛てた書翰をも併せ版に付すやう提言し、おしなべてそれらは回教司祭の間で、書物なるものが興味あるものになり、且つ巧く配分されるやうにとの配慮から、他の冊子と共に四巻のうちの一巻として出版するやう附言してゐる。

結びとして、頑迷なる回教徒モリスコスの良心を揺り動かすには、愛情籠めた言葉のみに頼らず、時には或る程度の叱聲も必要である、と説き、一時的には適當な結果を招来しなくとも、忍耐を續け、目的を捨てずにゐれば、必ずや期待は遂げられ、神の奉仕の大いなる仕事^{モリスコス}が成遂されるであらう、と言ふのである。

以上、第一の文書の簡単な紹介を行つたが、これによると教皇廳のスペイン回教徒に對する公式態度はあくまで宥和、同化政策の推進にあり、そこには何等の作爲も見られないと斷言してよいのではないかと思ふ。しかしながら問題として殘された點は、當文書の日附のことである。フェリペ三世治世關係文書中に存在してゐたと言ふ文では文書の持つ時間的意義を決定する證據としては稍不十分に思はれる。フェリペ三世の即位は一五九八年であり、第一回のバレンシア回教徒追放は一六〇九年である。この間に記されたものとは思へるが、確實な年月は不詳である。追放斷行直前に至るもこの文書に盛られた態度は果して持續され得たかどうか。この點を巡つて考察した結果所謂第二の文書を證據としてとりあげた次第である。

要約すると、第二の文書には論議の的となつた追放處置に、教皇の示した完璧な態度が記載されてゐる。紹介の前にこの文書の成立事情につき簡単に述べなくてはならぬ。

追放處置の記録のため、ポルトガル出身のドミニコ派僧侶、フライ・ダミアン・フォンセーカは會友、ハイメ・ブレダ神父の命により一六〇九年九月ローマに移り、*Justa expulsión de los moriscos de España* と題する一本を著した。それは一六一一年、即ち、原本がスペインで發行される一年前に、コジモ・ガーチの手によりイタリア語に翻譯され *Del giusto scacciamento de' Moreschi da Spagna* と題されて出版されたが、これは甚だブレダの意圖から遠いものであつた。すでに前述の如く、デ・リベラ書翰を三通と數へたり、追放を従來キリスト教國王のとらざる極めて聖なる、且つ賢慮に溢れたる處置^(五)、と評してゐたからである。ブレダは假借なくフォンセーカを攻撃し、自著の *Corónica de los moros de España* に一章を設け、スペイン回教徒^{モリスコス}の史料に關する限り、彼は信用出來ず、無智であると極めつけ、自身は反論として夥しき史料を驅使し、更に回教徒に關する情報の面で友人のイステリア神父の援助を受けた結果、明快なる上記の一著を著はすに至つたのである。

本書には一六一一年八月二十五日^(七)附で聖廳國務省の某樞機卿に宛てたピエトロ・パヴォーニの書翰^(八)が記載されてゐる。本論で假りに名附けた第二の文書とは實はこの書翰の一節に記されてゐる一文を指すものであり、教皇自身の態度を最も明確に傳へてゐると思はれるものである。

内容を瞥見すると、前記のフォンセーカの原著を識つた教皇は、追放問題に關する一切の責任の存在を否定し、且つ二箇の章句の削除を命じたといふのである。即ち、第一はカトリック國の回教徒受容の拒否の決定についての言及であ

り、第二は彼の權威並に同意の下に追放の實現を見た、といふ件りである。

この第二點は本論の主目的の一つでもあるので、左に大要を紹介し、註に本文を掲げてをく。^(九)

《教皇聖下はスペイン回教徒^{モリスコス}追放に關し、教皇廳の友人の手になる史書に記されたるその部分につき考へられた結果を述べた。即ち、教皇はキリスト教國に於ける該處置の實現を望まなかつた。かかる事實に鑑み、この史書にこの部分^(九)を缺いてゐる事は教皇にとり好ましからぬ事であり、別して同じ史書に見られる追放が、教皇の權威と同意の下に施行されたといふが如き件りは、削除されて然るべき事柄である。と、事實、貌下の御承知の如く追放實施後迄、何も報告を受けて居られなかつたのである》

以上で判る通り、教皇は追放斷行後初めてその事實を知つた點を強調してゐる。これに基づくと、先程の第一の文書に盛られたヴァチカンの公式態度は、實は追放直前に至るも生きてゐたと見て差支へなからうと思ふ。

註(一) Bustament, op. cit., p. 219.

(二) La necessità che ciè d'agutar l'anime di Moreschi di Spagna, Archivio Secreto Vaticano, fondo Borghese II-223. Bastamente, op. cit., pp. 227~230.

(三) Longás, Vida religiosa de los moriscos, Madrid, 1915, p. LXX, nota 2. に従ふと、"バレンシアで編輯されたキリスト教教義集で、回教徒^{モリスコス}を對象としたものであつたが、内容の貧弱さに加へて文法的誤りが多く、信仰の傳達並に未信者の精神にキリスト教的敬虔さを振起させるのには不充分であつた"とある。

(四) カトリック司祭の回教への誹謗、或は回教徒^{モリスコス}に對する扱ひはひどかつたやうである。ロンガスはパリ駐劄スペイン大使でフェリペ二世の信任を厚くしてゐたドン・フランセス・デ・アラバーバの證言を引用してゐる。Longás op. cit., p. XLVIII.

“祝日、又他の日に屢々余は多くの教會堂を訪問したが、そこで散々な目に遭遇した。余は、かの人々(洗禮回教徒)を優しく諭し、且つ彼等を良く指導するため、適宣な措置をとらうとする司祭を見た事がない。寧ろ、彌撒の後、屢々彼等が、かの人々及びその妻が正しく跪座してゐるか否かを檢するためホスチアとカリスの最中動き廻つてゐるのを目撃した。彼等に語るに口汚き、卑猥な身の毛のよだつやうな言葉を以つてし、更に神に對し無禮、不敵な振舞を以つてした。その物凄さは正に筋肉の震へが止まらなかつた程である。聖なる行事から離れて後、僧侶達は回教徒以上の傲慢さと卑猥さを以つて、又一種の脅威と威嚇を間斷なく行ひながら歩く。余とグラナダで談話を交した人達、並にかかる方法で説教する人達の大部分は回教徒の頑迷さは婦人に對する回教風の習俗、及び彼等に委せてある若干の回教儀式に基因してゐると主張する。事實、その儀式は彼等の宗教に對する記憶と愛惜を放棄させるのに非常な障碍となることは窺へるが、余は以上述べた冷酷な態度こそ、彼等の反抗の主因になつたと痛感するのである”

又アラゴンの回教徒追放の記述に關聯して、グアダラハラ神父(P. Gadalajara)が自著 *Memorable expulsión y justissimo destierro de los Moriscos de España* に述べてゐる點も興味深い。Longás, op. cit., p. LXVI.

“生粹のスペイン人キリスト教徒の場合でも西班牙の山中で成長したために、數々の無智と重大なる缺陷を具へてゐる事がある。故に靈魂の正しき人士により布教、教化事業が行はれる事は計り知れぬ利益がある。さうしてこれら回教徒の未開拓の葡萄園を耕作すべき必要が生まれる。吾人の間で生を享け、吾人の民族性、習慣、行動の裡に育くまれ、言葉も同じくし、アラビア風ではなく、バレンシア回教徒のやうな狡猾さを持たず、ベルベル人の歩哨でもないのであるから、スペイン人の特徴に近づけることが如何に利益あることであるか。キリスト教徒獲得の面から言ふと、彼等はバレンシアの者達と同列に置くべきではなく、又數の上から見ても極く僅かの存在である。従つてこれ等の者達の復歸の根を耕作する方が、遠く日本へ赴くよりも餘程効果がある。別に國王陛下を拘束してゐる譯でもないのに、神と國王の敵に十萬の回教系スペイン人が渡され、今亦、二十萬以上の、行きたがらぬ、しかも上記の理由から殘留してゐても何等の危険のない人達をも渡さうとしたのである”

(H) *Historia de la historiografía española*, t. II, Madrid, 1944, p. 208.

(六) Bleda, op. cit., pp. 946~950.

(七) ブスタメンテの考證によると、教皇パウロ五世はこの頃モンテ・カバーリョの宮殿で夏季を過してゐた。Bustamente, op. cit., p. 232.

(八) Archivio Secreto Vaticano, Serie Borghese 1—2, f.º16. Bustamente, op. cit., p. 232.

尙、スペイン當局によつて特別の責任事業と考へられた回教徒追放にベチカンが極めて僅かしか關與してゐなかつた、といふ證左は Boronat, ob. cit., II, pp. 408~409. に所収された文書からも窺へる。

一七三一年十月十日の王室特許狀を見ると、リベラ總大司教の授福の次第を述べる件と共に、回教徒追放に於ける彼の役割に關する總ゆる書類を採搜するやう下命がなされてゐる。この搜索は《最大限の慎重さを以つて》行はれた。さうして、《國務會議の書類中、遂に該件に關するこの高僧の書翰が數通發見された》《特にこの件に關し求められた結果、一六〇〇年より一六一六年迄の大勅書及び小勅書の目錄を確認するに至つた。しかし殊更に該事項に言及してゐるやうなものはないため、同年月に於いてローマと交渉せる國家通信を確認するに至つた。特別な注意を拂つてドン・ファン・デ・カストロが大使に任命された一六〇九年からのものを調べた結果、カストロ伯の、一六〇九年十一月十二日附の國王宛書翰が發見された。それによると教皇は國王から回教徒問題の決定の通告を望んでゐるので、國王を決定的に追放に踏切らせた諸動機を教皇に通知するやう》報じてゐる。さうして 《教皇は國王のとつた措置を自ら納得したい》旨望んでゐるが 《教皇の眞意は、授洗の結果、回教徒を彼等の幼い肉親の許に歸らせることにある》と傳えてゐるのである。以上が、この件に關し確認し得た總てである。

(九) Nostro signore mi ha detto che ha fatto riflessioni sopra quel part^e che si contiene nell'istoria che scriue il Compagno del M^{ro} del Sacro Palazzo dell'espulsion^e dei Moreschi di Spagna, cioè, che la S^{ta} Sua non gli ha voluto dar ricetto nello Stato ecc^o. Intorno a che pare alla S^{ta} Sua che non conuenga in modo alcuno ch si lasci questo part^e in da historia, anzi, che si debba leuare, como ne anco, che nella med^a historia si narre

che d^a espulsione sia stata fatta con autorità o consenso di S. S^a poiché non le fù comunicato ne detto cosa alcuna senon dopo il fatto, como V.S. Ill^{ma} sà, et le bacio humiliss^e le mani. Di M^e Cavallo li 25 agosto 1611.

Di V.S. Ill^{ma} et R^{ma} Humiliss^e e Devotissimo S^{re}, Prétro Pavoni

結

十七世紀初期に行はれたスペイン^{モリスコス}回教徒の追放は以上の素材を考察した結果、一部史家の斷ずるが如き、教皇廳の暗黙の了解の裡に行はれたといふ説は全く誤りであり、一節、二節で叙景した如く、スペインの純然たる國內問題として解釋さるべきであることが判明する。しかも經濟上の顧慮を犠牲にしてまでも追放を斷行せねばならなかつた主因として、軍事、政治の兩面からの考察に加へて、ローペ・デ・ベীগ、セルバンテスによつて代表される當時のスペイン全體に漲つてゐた民族、宗教的統一への熱望が偏狹な愛國主義に結びついた點^(一)も考慮に入れねばならない。尙、膨大なる數に上る追放^{モリスコス}回教徒の運命についてはその記すところ又極めて尠い。大部分はベルベリア到着後、宗派を同じくするベルベル人に慘殺され、奴隸にされ、又盜賊と化し、或は地中海の海賊と化したものが多かつた^(二)。

註(一) Pelayo, op. cit., p. 148.

(二) Pelayo, op. cit., p. 145.

(本稿は昭和三十二年十一月三日京都大學西洋史讀書會で発表したものに若干の加筆を施したものである)